

## 地域生活定着支援センターの受託団体変更に関する現状と課題

### —「地域生活定着支援センター受託団体の変更に関する全国調査」結果から—

立命館大学 掛川 直之 (009301)

キーワード：地域生活定着支援センター・受託団体変更・都市間格差

#### 1. 研究目的

2009年に開始された地域生活定着支援センターも、設置から10年の節目を迎えようとしている。現在、この地域生活定着促進事業は、明確な法的な位置づけがなされないままに「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施されており、各都道府県ともに、社会福祉法人、NPO法人等にその運営が委託されている。このようななかで、センターの受託団体の変更になる、という事態も生じているが、その理由は公にはされていない。そもそも、都道府県と受託団体とのあいだで、どのような頻度で、どのような条件で更新がおこなわれ、その判断は、誰が、何を判断基準におこなわれているのか、ということも共有されてはいない。今後、この地域生活定着促進事業を持続可能な制度として継続させ、法制化も含めた制度の整備にあたっていくうえで、この受託法人の変更という問題は、この制度を利用する支援対象者にとっても、受託法人にとっても、看過できない課題となることが考えられる。そこで、本報告においては、このセンター受託団体の変更にかかる現状とその課題とを明らかにすることを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

本報告で主に用いるデータは、報告者がおこなった「地域生活定着支援センター受託団体の変更に関する全国調査」の結果である。同調査は、全国48ヶ所の地域生活定着支援センターに対して、Googleフォームを用いたWebによる質問紙調査によるものである。

#### 3. 倫理的配慮

調査実施にあたっては日本社会福祉学会研究倫理指針に従った。調査結果の公表にあたっては、調査対象者が特定されないように、匿名性に配慮し、結果の集計・分析に努めた。

#### 4. 研究結果

本報告で主に用いる上記の調査データの回収率は、73% (48施設中35施設)であった。

##### (1) 地域生活定着支援センターの運営費について

センターの補助基準額算出は、1350万円が国からの補助基準額として設定されている。そのうえで、各センターの過去3年分のコーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた傾斜配分がおこなわれている。センターの運営費については、本調査に回答のあったセンターのなかでは、2500万円が最多で、2440万円、2373万円と続いた。また、都道府県に独自の予算措置がおこなわれているセンターは6にとどまっている一方で、

受託団体の持ち出しによる運営費負担がおこなわれているセンターが20あった。

### (2) 地域生活定着支援センターの受託団体の選定方法について

契約の方法については、随意契約方式が22(63%)と最多であり、入札によるプロポーザル方式が9(26%)、一般入札方式が2(5%)と続いた。契約期間は、1年ごとの更新が30(85%)と大多数を占めており、5年更新が2(6%)、期間の定めなしが1(3%)と続く。契約更新の時期については、3月が24(68%)、4月が7(20%)、2月が1(3%)となっている。

### (3) 地域生活定着支援センターの受託団体変更について

本調査に回答のあったセンターのうち、受託団体の変更を経験しているセンターは9(26%)であった。この9センターの受託団体変更の経緯は、前受託団体の取下げが5(56%)と最も多く、プロポーザルによる落札が2(22%)、前受託団体の解散が1(11%)と続いた。前受託団体からの業務の引継ぎについては、一定おこなわれたが6(67%)、十分おこなわれたが2(22%)、その他が1(11%)となっている。業務引継ぎの期間については、1ヶ月未満が4(45%)、1~2ヶ月未満が3(33%)、2~3ヶ月未満が1(11%)となっている。業務引継ぎの方法については、各ケースの引継ぎがあったが4、前受託団体の職員の継続雇用が3、対象者との面談に同席しての引継ぎが2、書類のみの引継ぎが2、社会資源までの引継ぎまでがあったが1となっている。引継ぎの問題点としては、支援対象者が不安になったが4、書類による引継ぎのみで支援対象者が置き去りになったが1、社会資源との信頼関係の悪化が1等が挙げられた。引継ぎにあたって重要な点としては、十分な引継ぎ期間が7、書類のみによる引継ぎではなく各ケースごとについての詳細な引継ぎの必要性が4、前受託団体の職員の継続雇用が2、引継ぎにあたって必要な予算措置をおこなうが2と続いた。

## 5. 考察

地域生活定着支援センターには、社会福祉士などの専門職1人を含む6人の職員の配置が基準とされている。1センターに6人の職員を配置するとなると、1人あたりの給与額をおさえるほかなく、労働条件としては劣悪なものとならざるを得ずワーキングプアを生むことになりかねない。また、地方都市に比べて、大都市部のほうがコーディネート件数が多くなりやすく、運営にあたってのコストもかかることは想像に難くないが、運営費の多寡は必ずしもコーディネート件数に応じたものにはなっていない。受託団体との契約期間も1年ごとの更新が大多数を占めており、契約の方法が入札によるものも少なくなく、その時期も3月に集中しており、職員の地位は極めて不安定な状態に晒されていることがわかった。さらに、受託団体の変更にあたっては、支援対象者や社会資源との関係を悪化させること等が指摘されており、現段階で安定的に運営がなされている場合には、デメリットのほうが大きく焦点化されることにならざるを得ない状況にあると考えられる(ただし、現受託団体に多くの問題が指摘されている場合にはその限りではない)。